

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社日本クリエートと（以下「甲」という。）と株式会社日本クリエート従業員代表（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、別紙 1 の職種で雇用される派遣労働者（以下「対象従業員」という。）に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い取得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 甲は、対象従業員について、一の労働期間の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構造）

第2条 対象従業員の賃金は、基本給（賞与、退職金手当含む）、時間外労働手当、深夜、休日労働手当、通勤手当とする。

（賃金の決定方法）

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 のとおりとする。

- （一） 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は令和 6 年 8 月 27 日職発の令和 7 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」以下「通達という。」に定める令和 7 年賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）の別表の職種のとおりとする。
- （二） 通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し実費支給とし、第 6 条のとおりとする。
- （三） 地域調整については、就業地が栃木県内に限られることから、通達に定める「地域指数」の「栃木県」を用いるものとする。

第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 のとおりとする。

- （1） 別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。
- （2） 別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること
Aランク： 10年
Bランク： 3年
Cランク： 0年

2 甲は、第 9 条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の 1 ～ 3% の範囲で基本給に上乘せし、支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力が認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜、休日労働手当は、社員就業規則に準じて法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第7条 対象従業員の退職手当は、別紙1に定める額の6%の額を前払退職金として支給する。

(賃金の決定に当たっての評価)

第8条 基本給の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は社員就業規則に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、第4条第2項の昇給の範囲を決定する。

(賃金以外の待遇)

第9条 教育訓練(次項に定めるものを除く。)福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一し、社員就業規則第74条教育の条文を準用する。

(教育訓練)

第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社日本クリエート教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第11条 本協定の定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期限)

第12条 本協定の有効期限は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

令和7年4月1日

甲 代表取締役 坂東 史重

乙 従業員代表 田島 桃子